

様式2（条例用）

「越前市手話言語条例骨子（案）」に関するパブリック・コメント結果

案件名	越前市手話言語条例骨子（案）について									
実施期間	令和元年12月15日(日)から令和2年1月10日(金)まで									
趣旨	<p>国連の障害者権利条約を受けて日本では障害者基本法において手話は言語であると明記されました。手話は、ろう者にとって、大切な言語です。手話が特別なことではないことが実感できるよう、小さい時から手話を使用できる環境整備に取り組んでいく必要があります。</p> <p>平成31年3月、越前市議会において「手話言語条例制定についての意見書」が可決されました。越前市においても、手話言語条例を制定することで、手話は言語であることの理解や認識を深め、手話を広め、ろう者とろう者以外の者が安心して生活できる地域共生社会を目指します。</p>									
意見提出者数 (件数)	16人1団体（66件）									
		20代	30代	40代	50代	60代	70代	団体	未	合計
	男性	3(7)		1(2)	1(2)					5(11)
	女性	1(5)			5(8)	2(26)	1(2)		1(1)	10(42)
	未記入							1(12)	1(1)	2(13)
合計	4(12)	0	1(2)	6(10)	2(26)	1(2)	1(12)	2(2)	17(66)	
意見に対する 回答	以下のとおり									

No	年齢	該当する箇所	ご意見の原文（抜粋）	越前市の回答
1	58歳	7 施策の基本推進方針 8 施策の推進	<p>①手話の普及方法として、パンフレットを公共施設に置いてほしい。また、市役所内のテレビに手話に関連したDVDを流してほしい。</p> <p>②市民や保育園～大学生まで、また、ろう児とその保護者、事業者、公共機関など対しいろいろな場所でろう者の理解や歴史などを含め、手話講座の開催や出前講座を設定してほしい。</p> <p>PS 越前市手話言語条例の推進の仕方が良いので制定されたら素晴らしいものができると思います。</p>	<p>①②いただいた具体的な施策につきましては、条例制定後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p>

様式2（条例用）

2	58歳	7 施策の基本推進方針 8 施策の推進	<p>①手話が言語であると言う事ですから、小学校、中学校、高校、専門学校、大学、保育園などで手話の授業を設けるべきだと思います。</p> <p>②英語のように身近な言語になるように期待しています。</p> <p>小さいうちから教育の一つとして取り入れていただければいいと思います。</p>	<p>①②ワークショップや検討委員会でも、小さい時からの手話にふれることが大切だというご意見をたくさんいただきました。</p> <p>いただいた具体的な施策につきましては、条例制定後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p>
3	53歳	7 施策の基本推進方針 8 施策の推進	<p>①「手話やろう者を理解する機会の確保」で市内の学校のカリキュラムで「手話について学ぶ」を盛り込むことや手話に関する市主催のイベントを開催するなど具体案を掲載してはどうか。</p> <p>②「手話を用いた情報発信など」で災害時に手話で情報を取得できる環境を整備することを明確にしてほしい。</p>	<p>①②いただいた具体的な施策につきましては、条例制定後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p>
4	64歳	7 施策の基本推進方針 8 施策の推進	<p>① 家庭での教育と学校の連携を深め、手話に対する正しい知識や聞こえないことによる学習の困難となるところを把握し、よりよい学習サポートができる環境を作って欲しい。</p>	<p>①いただいた具体的な施策につきましては、条例制定後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p>
5	58歳	3 市の責務	<p>① 市の責務について手話を言語として認めること</p>	<p>①いただいた具体的な施策につきましては、条例制定</p>

様式2（条例用）

			<p>は、ろう者の社会参加の保障が必要となるため「ろう者の情報保障の確保」という項目も追加してほしい。</p>	<p>後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p>
6	28歳	<p>7 施策の基本推進方針</p> <p>8 施策の推進</p>	<p>①教育現場において、親を対象とした手話を学ぶ機会を確保してほしい。また、すべての教職員を対象とした手話を学ぶ機会を確保するなど手話を獲得する教育環境を作してほしい。</p>	<p>①いただいた具体的な施策につきましては、条例制定後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p>
7	25歳	<p>7 施策の基本推進方針</p> <p>8 施策の推進</p>	<p>①手話を用いた情報発信については市報に手話コーナーの掲載や市のホームページの手話動画の挿入を進めてほしい。また、市政情報だけでなく市内の緊急警報や事件なども手話による情報を発信してほしい。</p> <p>②通常の高齢者施設では、手話で交流できる環境ではないので、手話で話せる仲間や職員のいる配慮のある施設が欲しい。</p> <p>③手話言語条例の第一義としてろう者が暮らしやすい地域に変えていくことを大前提としていただきたいです。</p> <p>④全国で手話言語条例の制定が加速していますが、形だけの制定ではなく、実質的な内容を盛り込み、ろう</p>	<p>①②いただいた具体的な施策につきましては、条例制定後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p> <p>③④前文にあるように、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し、ろう者が安心して生活できる地域共生社会を実現することを目的とし、具体的な施策を推進してまいります。</p>

様式2 (条例用)

			者を取り巻く厳しい現状を改善していく施策につなげていってほしいです。	
8	75歳	7 施策の基本推進方針 8 施策の推進	<p>①施策は現在でも地域生活支援事業において施行されていますが、条例制定によって一層の事業の推進を望みます。</p> <p>例えば、幼稚園から小、中高等学校、専門学校、大学での手話(体験)教室への予算確保や意思疎通支援者の養成事業となる「手話奉仕員」の養成事業にとどまらず、「手話通訳者養成講座」を開催し、手話通訳者の確保に努めていただきたい。</p> <p>②条例の運用: 施策の推進にあたっては聴覚障害者や情報保障を担う意思疎通支援者の意見を取り入れ、効率的な運営ができるように運営委員会等設置が必要と思います。</p>	<p>①いただいた具体的な施策につきましては、条例制定後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p> <p>②運営委員会等の設置につきましては、施策の推進方針を定め、またはこれを変更するときは、あらかじめ、ろう者及び手話に関わるもの、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関を設置するとより明確化しました。</p>
9	56歳	1 目的 2 基本理念	<p>①ろう者にとって、とても大切な「手話」が「言語」であると認められた今、その大切な言語である手話を使ってあらゆる場面で情報保障され、安心して生活できる地域になる為に「越前市手話言語条例」が制定され、1日でも早く運用されることを強く望みます。</p>	<p>①目的や基本理念に沿って施策を推進し、ろう者が安心して生活できる地域共生社会の実現を目指してまいります。</p>

様式2（条例用）

10	24歳	7 施策の基本推進方針 8 施策の推進	<p>①これからの世代には、手話は絶対必要なものだと思います。「市民の役割」の所で述べている文には賛同です。その為にも、小さい時から親しんで頂く為に、幼児期から手話に興味を持たせるのが大切だと思いますが.....！</p> <p>（保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学と幅広い範囲で教えて頂く事が出来ると思いますね。</p>	<p>①ワークショップや検討委員会でも、小さい時からの手話にふれることが大切だというご意見をたくさんいただきました。</p> <p>いただいた具体的な施策につきましては、条例制定後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p>
11	28歳	7 施策の基本推進方針 8 施策の推進	<p>①小学校からの教育が必要だと思う。手話の授業をして定期的にろう者と交流して小さい時から自然に手話がある環境であれば「手話＝言語」と認識されるのでは？</p> <p>②中学校の部活にも手話部があればよいと思います。</p> <p>③小中学校の教員には、手話を学んでほしいと思います。</p> <p>④市が自治会にも働きかけ、ろう者がいる地域の行事。会議には手話関係者を付ける自治会単位で手話講座があれば公民館など気軽に学べるようになるのでは？</p> <p>⑤越前市の手話通訳の待遇をよくして、多くの人が資格を取れるように養成をしてほしい。</p>	<p>①②③④⑤</p> <p>ワークショップや検討委員会でも、小さい時からの手話にふれることが大切だというご意見をたくさんいただきました。</p> <p>いただいた具体的な施策につきましては、条例制定後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p>

様式2（条例用）

12	不明		<p>①手話のサークルで学ばせていただいています。 難しいことはわかりませんがろう者、健聴者が普通にコミュニケーションが取れ、共生できる社会が早く来ることをいつも願っています。 一日も早く手話が言語として認められますように微力ですが応援しています。</p>	<p>①前文にあるように、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し、ろう者が安心して生活できる地域共生社会を実現することを目的とし、具体的な施策を推進してまいります。</p>
13	43歳	<p>7 施策の基本推進方針 8 施策の推進</p>	<p>①手話が言語になるってことはろう者にとってうれしいことです。越前市にも手話で会話する時代が必ず来るでしょう。 そのために、越前市独特の手話検定を実施し、いつでもどこでも手話で会話する人を増やしたいです。 ②越前市に来るろう者の観光客に手話で接していただけたら幸いです。</p>	<p>①②いただいた具体的な施策につきましては、条例制定後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p>
14	不明	<p>7 施策の基本推進方針 8 施策の推進</p>	<p>①手話が広まることにより、聴覚障がい者への理解も深まることを願っています。手話の普及促進については、誰もが手話を学べる機会があるといいと思います。手話講座、サークル、婦人会、老人会のイベント、各企業での勉強会など大人対象のものだけでなく、子供を対象にした内容も考えるといいと思います。乳幼児教室などのイベント、親子講座、幼稚園、</p>	<p>①いただいた具体的な施策につきましては、条例制定後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p>

様式2（条例用）

			<p>保育所で遊びながら手話と触れ合い、小学校、中学校、高校では授業の一環として年齢に応じた内容でろう者と関わり、手話の理解を深めていきます。PTA対象の勉強会、祖父母対象の勉強会も開催すればそれぞれの家庭で手話について話題にしてもらえます。</p>	
15	団体	<p>7 施策の基本推進方針</p> <p>8 施策の推進</p>	<p>小さい時から手話に対する理解及び普及を図るための施策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における手話の普及等 <p>①市は、小さい時から手話に馴染むよう、児童生徒が手話を学ぶことができる機会の確保を努めます。</p> <p>②学校教育で利用する手話教材の作成など手話に対する理解や普及に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話による情報発信取得及び手話を使いやすい環境に関すること <p>③市は、ろう者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めます。</p> <p>④市は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援などを行います。</p> <p>⑤市は、市民が手話による情</p>	<p>①～⑪</p> <p>いただいた具体的な施策につきましては、条例制定後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p>

様式2 (条例用)

			<p>報発信・取得の機会の拡大に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話の意思疎通支援に関すること <p>⑥市は、市民が意思疎通の手段として手話言語を選択しやすく、かつ使用しやすい環境づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他手話普及に関すること <p>⑦手話通訳者等の確保、養成に関すること。</p> <p>⑧市は、手話通訳者やろう者が地域において生活しやすい環境をつくるために、指導者の確保、養成及び手話技術の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者への支援に関すること。 <p>⑨市は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努める事業者に必要な支援を行い努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろう者等による普及にと (市民活動支援) <p>⑩市は、ろう者やろう者団体等の行う活動を支援します。</p> <p>4.地域や事業所などでの手話の普及</p> <p>⑪市は、手話に関する学習会の開催などを通じて公的機関をはじめ、商業施設など企業や病院、町内会などの住民が手話に触れる機会を確保します。</p>	
--	--	--	---	--

様式2 (条例用)

		<p>8 施策の推進</p>	<p>*男女共同参画推進条例 第3章(施策の推進に当た るの配慮)11条参照</p> <p>*全日本ろうあ連盟の市 町村条例モデル条例案の 第5条(施策の策定及び推 進)の2.3.4</p> <p>*この箇所はもう少し具体 的に記述していただきたい と思います。</p> <p>⑧手話を学ぶ機会の確保 地域や事業所における手 話の普及</p> <p>⑨市は、地域や事業所など の手話の普及に努めます。</p> <p>⑩市は、手話に関する学習会 や出前講座の開催などを 通じて公的機関をはじめ、 商業施設など企業や病院、 自治振興会など住民が手 話に触れる機会を確保に 努めます。</p> <p>⑪学校における普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、小さい時から手話 に馴染むよう、児童生徒が 手話を学ぶことができる 機会の確保に努めます。 <p>⑫市は、学校教育で利用する 手話教材の作成など手話 に対する理解や普及に努 めます。</p> <p>⑬手話通訳者の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、ろう者が地域で生 活しやすいよう手話通訳 者の養成。派遣事業の充実 に努めます。 <p>⑭市は、手話による意思疎通 支援の充実に努めます。</p>	<p>⑧～⑳</p> <p>いただいた具体的な施策 につきましては、条例制定 後、条例で規定したろう者 及び手話に関わる者、その 他関係者の意見を反映さ せるために必要な機関に おいて検討してまいります。</p>
--	--	----------------	---	--

様式2 (条例用)

			<p>⑮手話を用いた情報取得及び手話を使いやすい環境づくりに関すること。</p> <p>・市は、ろう者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう手話を用いた情報発信に努めます。</p> <p>⑯市は、ろう者が手話等により意思疎通を図ることができるよう手話通訳者の派遣その他必要な施策を講じます。</p> <p>⑰手話による情報発信取得および・・・関すること</p> <p>・市は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するための支援などを行います。</p> <p>⑱市は、ろう者相談員の配置、相談体制の整備などに努めます。</p> <p>⑲公共施設等へのタブレットの配置などに努めます。</p> <p>⑳事業者への支援に関すること。</p> <p>・市は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努める事業者に必要な支援を行います。</p> <p>㉑ろう者等による普及に関すること (市民活動支援)</p> <p>・市は、ろう者やろう者団体等の行う活動を支援します。</p> <p>㉒財政上の措置に関すること。</p>	<p>㉑市民活動支援につきましては、市の債務に「市は、関係団体等を支援し、また協力して推進する」を追加します。</p> <p>㉒財政措置に関することにつきましては、条例に明記</p>
--	--	--	---	---

様式2 (条例用)

			<p>市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じます。</p> <p>*多くの自治体(福井県はじめ)が明記しているのでもうちもよろしく。</p> <p>全日本ろうあ連盟の市町村条例モデル条例案第6条 越前市男女共同参画推進条例 4条の3</p> <p>⑳越前市手話推進委員会(仮称)(9条)</p> <p>市は手話言語条例の推進のため、越前市手話言語推進委員会を設置します。</p> <p>*やはり進捗状況をチェックする機関が必要だと思います。そうしないと作りっぱなしになってしまいます。</p> <p>前述「7条」に当たるもの。</p> <p>全日本ろうあ連盟の市町村条例モデル条例案第5条 (施策の策定及び推進)の2</p> <p>委任(10条)</p> <p>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附則 (検討)</p> <p>㉑市は、この条例の施行後3年を目途として、必要な見直しをする。</p>	<p>しました。</p> <p>㉒委員会等の設置につきましては、「施策の推進方針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、ろう者及び手話に関わるもの、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関を設置する」に修正します。</p> <p>㉓検討の規定につきましては、「必要があると認めるときに調査し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」と規定します。</p>
--	--	--	---	--

様式2（条例用）

17	54 歳	<p>7 施策の基本推進方針</p> <p>8 施策の推進</p>	<p>・施策の推進</p> <p>①小さい時から手話に対する理解及び「普及を図る」を「普及の促進」の方がわかりやすい。</p> <p>②災害時の対応に関することを施策に入らないか。</p> <p>③市政出前講座に手話講座もⅠ、Ⅱ、Ⅲ・・・とシリーズ化して加えてほしい。</p> <p>④手話啓発ポスターを学校や商業施設等に掲示してほしい。</p>	<p>①ご指摘の修正に関しては参考にさせていただきますが、具体的な表現については、検討委員会や庁内法令審査の過程で検討をさせていただきます。</p> <p>②③④いただいた具体的な施策につきましては、条例制定後、条例で規定したろう者及び手話に関わる者、その他関係者の意見を反映させるために必要な機関において検討してまいります。</p>
----	------	-----------------------------------	---	---